

2024年9月12日

各位

会社名 オムニ・プラス・システム・リミテッド
(OMNI-PLUS SYSTEM LIMITED)
代表者名 最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
ネオ・プアイ・ケオン
(Neo Puay Keong)
(コード番号: 7699 東証グロース)
問合せ先 株式会社 OMNI-PLUS SYSTEM Japan
代表取締役社長 重田 直行
(03-6841-3922)

半期報告書の提出期限延長に関する書面の提出のお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の5第1項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を2024年9月12日に関東財務局長に提出したことをお知らせいたします。

記

1. 対象となる半期報告書

2025年3月期上半期会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）に係る半期報告書及びそれ以降の上半期に係る半期報告書

2. 延長前の提出期限

上半期会計期間に係る半期報告書：11月14日

(注) 上記の日が「行政機関の休日」（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める意味を有する。以下同じ。）にあたる場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日

3. 延長が承認された場合の提出期限

上半期会計期間に係る半期報告書：12月14日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社はシンガポール法人ですので、日本国内で提出すべき半期報告書を作成するためには、現地監査法人の協力のもとに半期財務書類の英文を作成し、それを翻訳し、日本法に基づく様式に整えた書類を作成する必要があるため、そのために一定の期間（75日）を要することが見込まれます。

5. その他

関東財務局長から半期報告書の提出期限延長に係る承認を頂いた場合には、直ちに開示いたします。当社は、半期報告書の提出期限の延長について包括的な承認を申請しております。そのような包括的な承認を頂いた後も、企業内容等の開示に関する内閣府令第18条の2第5項に基づき、上半期会計期間に係る半期報告書に関して、当該半期報告書に係る上半期会計期間中に承認申請書に記載の半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由について消滅又は変更がなかった旨の書面を関東財務局長に提出し、その旨直ちに開示いたします。

また、当社の2025年3月期第2四半期（自2024年4月1日至2024年9月30日）に係る決算短信は、2024年11月14日に開示する予定です。

以上